令和８年（フ）第１８２４号
札幌市清田区平岡１条２丁目10番11号　平岡マンション４Ｆ
債務者　品川　　勉
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８４９号
札幌市中央区北５条西25丁目４番17号　橋場ビル402号
債務者　橋場　貴之
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８６２号
札幌市北区北34条西５丁目２番１―505号
債務者　一戸　　礼
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８８２号
北海道千歳市勇舞７丁目２番８号
債務者　景山　小雪
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９３０号
札幌市北区北38条西８丁目１番16号　シティハウス麻生403号
債務者　深井　春恵
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９５９号
北海道千歳市勇舞８丁目６番27号　スカイピア勇舞Ｂ202号
債務者　中嶋　智子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９７８号
札幌市東区北33条東９丁目６番20号　ルミエール北33条202号
債務者　野村　正人
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２０９３号
札幌市北区百合が原５丁目６番22号　ＴＲ160―202号
債務者　森谷　惠子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２１５５号
札幌市東区北42条東17丁目５番10号　ＮＫハイツＡ―103号
債務者　三上　賢雅
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第４７号
北海道砂川市東１条北９丁目１番17号
債務者　神山　政博
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

令和８年（フ）第４８号
北海道滝川市一の坂町東３丁目８番１―110号一の坂団地
債務者　吉田　和正
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

令和８年（フ）第４９号
北海道滝川市一の坂町東３丁目８番１―110号一の坂団地
債務者　吉田　啓子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

令和８年（フ）第５０号
北海道空知郡上砂川町字上砂川22番地16（本町北２丁目１番３号はるにれ荘）、住民票上の住所北海道空知郡上砂川町字上砂川町112番地５（中央南２条３丁目１番10号）
債務者　橋本　静男
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

令和８年（フ）第２９５号
北海道旭川市永山10条10丁目１番22号　グリーンハイム201
債務者　菅野　邦弘
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２２６号
釧路市新釧路町６番３号　ＦＲＥＥＤＯＭＶ　205号室
債務者　上戸　優樹
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２３４号
北海道釧路郡釧路町雁来２番地76
債務者　中村　麻里
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３３０号
盛岡市南仙北一丁目11番11号
債務者　広田美代子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
盛岡地方裁判所第２民事部